

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川崎市長

公表日

令和3年11月12日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバ、各業務システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども支援部こども家庭課
②所属長	こども未来局こども支援部こども家庭課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童
その必要性	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。 【連絡先等情報】 ・4情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等に必要となる。 ・連絡先 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり必要となる情報を確認する必要がある。 ・その他住民票関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり児童の生計を維持する程度等を確認等する必要がある。 【業務関係情報】 ・地方税関係情報 児童手当法第5条に基づき、児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり所得の状況を把握する必要がある。 ・児童福祉・子育て関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり児童の状況を把握する必要がある。 ・年金関係情報 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり、被用区分を判定するために年金給付情報等を把握する必要がある。 ・その他(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報) 児童手当・特例給付の審査、認定、支給等にあたり、必要となる情報を管理する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	こども未来局こども支援部こども家庭課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表第1 第56項の規定に定められた「児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理」「児童手当又は特例給付の審査及び認定」「児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理」等の業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	こども未来局こども支援部こども家庭課 各区分民課及び各支所区民センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>1 児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付受給資格者情報の管理を行う。</p> <p>2 児童手当又は特例給付の審査及び認定 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、その他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付の審査及び認定を行う。</p> <p>3 児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理 本人等の申請又はその他情報(口座情報ほか児童手当・特例給付の支給に関する情報)等をもとに、児童手当又は特例給付に係る給付情報の管理を行う。</p>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ・住基システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。 ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。 ・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報と住基情報を突合することにより、対象者を把握し、世帯状況を確認する。 ・認定、審査業務において、請求者(受給資格者)情報及び配偶者情報と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより、児童手当・特例給付の支給額等を決定する。 ・認定、審査業務において、受給者情報と年金給付関係情報を突合することにより、被用者・非被用者の別を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	新福祉総合情報システムシステム2次運用保守業務	
①委託内容	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス 首都圏営業第一部	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない
委託事項2～5		
委託事項2	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務	
①委託内容	福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運営支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 野村総合研究所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先3	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先4	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11の2号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第11の2号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用するため
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当関係情報
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	開庁日の開庁時間(8:30~17:15)に資格異動が発生する都度(5分間隔)
移転先2~5	
移転先2	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先3	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法別表第2 31の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、54の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先4	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法別表第2 87の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの)
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【資格管理情報】

- ・認定番号
- ・申請年月日
- ・決定日
- ・被用区分
- ・手当月額
- ・施設種類
- ・3歳以上12歳年度末未満児童数
- ・12歳年度末以上15歳年度末未満児童数
- ・算定対象児童数
- ・銀行コード
- ・口座種別
- ・送付先住所
- ・送付先カナ氏名
- ・居住地方書
- ・未提出現況
- ・児童_続柄
- ・支給対象該当日
- ・算定対象該当日事由
- ・算定対象非該当日事由
- ・同居区分
- ・生計関係
- ・留学開始日
- ・差止決定年月日
- ・差止解除年月日
- ・発行年月日
- ・判定結果
- ・申請種別
- ・申請事由発生日
- ・決定理由
- ・手当区分
- ・住所要件
- ・施設名
- ・3歳未満児童数
- ・履歴開始年月日
- ・受給者区分
- ・施設コード
- ・口座番号
- ・口座名義人カナ氏名
- ・送付先郵便番号
- ・送付先氏名
- ・居住地郵便番号
- ・居住地住所
- ・居住地カナ氏名
- ・児童_住民コード
- ・算定対象該当事由
- ・支給対象該当事由
- ・算定対象非該当事由
- ・監護区分
- ・3歳到達日
- ・12歳到達日
- ・留学終了日
- ・差止理由
- ・差止対象年度
- ・差止開始年月
- ・時効年月日
- ・現況年度
- ・現況番号
- ・提出年月日
- ・判定日
- ・メモ

【支給関係情報】

- ・支払期
- ・支払区分
- ・振込不能フラグ
- ・第2子3歳未満児童数
- ・第1子3歳以上児童数
- ・第3子以降3歳以上児童数
- ・振込年月日
- ・調整前振込金額
- ・支給区分
- ・第3子以降3歳未満児童数
- ・第2子3歳以上児童数
- ・第1子小学校修了後中学校修了前児童数
- ・振込金額
- ・調整金額
- ・第1子3歳未満児童数

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム連携基盤における措置】</p> <p>システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。</p> <p>【新福祉総合情報システム(児童手当システム)における措置】</p> <p>福祉総合情報システム(児童福祉システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (*3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置>
 ①新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は適切なアクセス制御対策により権限外の情報参照を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。
 ②新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
 ③新福祉総合情報システム(児童福祉システム)と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<システム連携基盤における措置>
 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<中間サーバーの運用における措置>
 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	「別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照」	
再発防止策の内容	「別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照」	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

個人情報に関する重大事故について

事案1 税の委託業務における無許諾での再委託

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

平成30年12月13日

※委託期間は平成29年12月18日～平成30年3月31日

②事案の概要

平成29年度に市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明した。

③原因

委託先の作為による報告詐称によるもの。また、市として実地の監査・調査を実施していないなど、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が不十分であったことにより、発覚の遅れにつながった。

④影響

39万5,788件分の個人情報が第三者（再委託先事業者）に漏えいした。

そのうち、マイナンバーが記載されているものは約35万件と推計される。

（漏えい等した情報の内容）

- ・給報（総括表）：給与支払者の法人番号、名称、所在地、受給者人数など
- ・給報（個人別明細書）：従業員の方の住所、氏名、生年月日、個人番号、給与収入額、所得控除の内訳など

なお、再委託先事業者から外部への漏えいは確認されなかった。

⑤事故発生（発覚）時の対応

- ・平成30年12月13日 委託先事業者が来庁し、事案について報告
- ・平成30年12月19日 議会報告及び報道発表

【再発防止策の内容】

特定個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、従来からの手続に加え、契約締結時に再委託の予定が無い旨を書面で提出させるように改めたほか、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか、作業場所の実地による調査や従業者に対する監督・教育の状況確認を行うこととした。

受託業者に対しては、法令違反及び契約違反が行われたことや、専門機関による調査結果等を踏まえ、令和元年9月30日付けで競争入札参加資格の指名停止措置を行った。

事案2 乳幼児健康診査受診票等の誤廃棄

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

発生日不明（平成28年1月から令和2年6月までの間）。令和2年6月8日に所在不明の事実が判明。

②事案の概要

中原区役所地域支援課において、乳幼児健康診査の受診票（平成27年4月～12月 中原区内医療機関実施分）と、妊婦健康診査の費用補助券（平成27年5月～8月、10月、12月、中原区内医療機関請求分）を文書保存期間中にもかかわらず廃棄していた。

③原因

- ・公文書分類表に記載されているにもかかわらず、簿冊登録をせず、また保存箱への廃棄年度記載を複数人で確認していなかったこと、また、適正な手続きに則った廃棄処理を行っていなかったこと。

④影響

誤廃棄した文書の件数等（推定値）

- ・乳幼児健康診査受診票：紛失した期間の対象者数 7,975 件のうち、中原区在住者分
- ・妊婦健康診査費用補助券：紛失した期間の対象者数 18,478 件

⑤事故発生時の対応

- ・令和2年6月8日 受診票等が所在不明であることが判明
- ・令和2年6月8日～6月12日 受診票等の搜索、事実関係の調査及び確認
- ・令和2年6月15日 誤廃棄についての報道発表

【再発防止策の内容】

健康診査受診票をはじめとする個人情報に記載されている文書等については、簿冊登録をはじめとする適正な文書管理を行うとともに、文書の廃棄に際しては、文書内容を複数人で確認するなど、細心の注意を払って適切に処理するよう対応する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号:044-200-2108
②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<ul style="list-style-type: none"> こども未来局こども支援部こども家庭課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月10日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月28日	I 基本情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③対象人数)	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	しきい値判断結果の変更に伴う変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と対象児童	児童手当・特例給付を受給しようとした者(請求者)、現に受給している者及び受給していた者並びにその配偶者と市外別居児童	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲(その必要性))	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び対象児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため	児童手当・特例給付に関する認定請求ほか、各種届出についての受給資格の審査・決定事務において、請求者(受給資格者)、配偶者及び市外別居児童の住基情報、請求者(受給資格者)及び配偶者の所得情報並びに請求者(受給資格者)の年金給付関係情報(被用者・非被用者の別)を確認し、児童手当又は特例給付を適正に支給するため	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先2①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先2②移転先における用途)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。))移転先3①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	III リスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定(規定の内容))	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年3月28日	III リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1(リスクに対する措置の内容))	(省略)	<新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置> ①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 (以下同左)	事前	重要な変更

平成28年3月28日	Ⅲリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2(リスクに対する措置の内容))	(省略)	<p><新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p>(以下同左)</p>	事前	重要な変更
平成28年3月28日	Ⅲリスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	(省略)	<p><新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置></p> <p>①新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は適切なアクセス制御対策により権限外の情報参照を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。</p> <p>②新福祉総合情報システム(児童福祉システム)は自機関向けの間接サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③新福祉総合情報システム(児童福祉システム)と自機関向けの間接サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(以下同左)</p>	事前	重要な変更
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<p>【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項</p> <p>【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)</p>	<p>【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項</p> <p>【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更(に当たらない)
平成28年8月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課	事後	重要な変更(に該当しない)項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 佐藤 佳哉	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 須藤 聖一	事後	重要な変更(に該当しない)項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課	事後	重要な変更(に該当しない)項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入所元)	評価実施機関内の他部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更(に当たらない)
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 各区区民課及び各支所区民センター	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 各区区民課及び各支所区民センター	事後	重要な変更(に該当しない)項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	3件	1件	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更(に当たらない)
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ①～⑥)	<p>新福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務</p> <p>①委託内容 運用管理支援(日常運用支援、障害対応支援)、追加改修対応支援等</p> <p>②委託先における取扱者数 10人未満</p> <p>③委託先名 株式会社 野村総合研究所</p> <p>④再委託の有無 再委託する</p> <p>⑤再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。</p> <p>⑥再委託事項 運用保守管理支援の一部を再委託</p>	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更(に当たらない)

平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～⑥)	川崎市福祉事業(障害・高齢・児童・医療)の帳票印刷・封入封緘業務委託 ①委託内容 児童手当支払通知書等の作製、圧着、封入封緘業務等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 東計電算 ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 - ⑥再委託事項 -	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にと当たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1)	市民・子ども局市政推進部戸籍・住民サービス課	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3)	まちづくり局市街地開発部住宅管理課	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途)	番号法別表第2 19の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、35の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	番号法別表第2 31の項に規定される事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務)、54の項に規定される事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)、川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する事務	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IIIリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IV開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	・子ども未来局子ども支援部子ども家庭課(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IV開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先)	市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども家庭課 (以下省略)	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 (以下省略)	事後	重要な変更にと該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にと当たらない
平成30年3月27日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ④)	(新規)	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 (他システムとの接続なし)	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更にと該当しない項目の変更)

平成30年3月27日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年3月27日	I 基本情報(5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑤保有開始日)	平成27年10月(重要な変更の実施予定日:平成29年7月)	平成27年10月	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法)	[] その他()	[○] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成30年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所)	1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1 新福祉総合情報システム(児童福祉システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。	事前	重要な変更
平成30年3月27日	III リスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報が入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。	・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報が入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更
平成30年3月27日	V 評価実施手続(1. 基礎項目評価 ①実施日)	2016/3/28	2018/3/27	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)

令和3年11月12日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(2)件 [○] 移転を行っている(4)件 [○] 行っていない	[○] 提供を行っている(4)件 [○] 移転を行っている(4)件 [○] 行っていない	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	番号法別表第2における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	番号法別表第2における児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する特定個人情報	児童手当関係情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	提供先3	(追加)	社会福祉協議会	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	②提供先における用途	(追加)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	③提供する情報	(追加)	児童手当関係情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	児童手当・特例給付を現に受給している者及び受給していた者	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	⑥提供方法	(追加)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	⑦時期・頻度	(追加)	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	III リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	III リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年11月12日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	2020/3/30	2021/9/10	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	②しきい値判断結果	基礎項目[評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目[評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない